

中國商標法（一九二二）施行前後の外國企業商標保護體制

——中日・中英商標權侵害紛争を中心に——

本 野 英 一

はじめに

一八九〇年以來中國各地では、イギリス、日本、アメリカ企業が製造販賣していた輕工業製品を標的とした商標權侵害紛争が頻發した。事態を憂慮した三國政府は、義和團事變後に清朝政府と締結した通商航海條約の中に、自國企業製品の商標權を保護することを謳った條文を盛り込ませた。清朝政府はこれを踏まえ、當座の措置として天津と上海の海關に暫定的な商標登記所を開設し、在華外國企業に自社製品商標を假登記させ、商標法が制定施行された暁には、これを優先的に登録していくことになった。

だが、その後起こった事態は、當事者の豫想とはかけはなれたものとなった。その原因は二つある。第一は、日本政府・企業の動向である。日本政府は、清朝政府商務部から商標法の起草に協力して欲しいという要請を受けた機會を利用して、先登録主義の原則に基づく日本商標法（一九一九）（以下、日本商標法「一九一九」と表記）を中國に移植しようと目論んだ。その成果が、清朝政府商務部が日本人顧問の協力を得て起草した『商標註冊試辦章程』である。

日本企業も政府に歩調を合わせ、歐米企業製品の商標を偽造、模造しただけの自社製品商標を、先登録主義の原則を悪

用して、歐米企業の真正商標に先んじて中國當局に登録認定させ、中國での「合法」的な地位を先取りしようとした。日本政府・企業の意圖は、日露戦争直後から露骨になり、在華歐米企業、イギリス公使館を筆頭とする西洋列國外交團の反發を招いた。その結果、『商標註冊試辦章程』の施行は、西洋列國外交團の強硬な反對によって無期延期に追い込まれてしまった。

第二の原因は、中國側の對應にある。イギリス、日本、アメリカとの通商航海條約締結後、清朝政府、北京政府は、華商・華人企業が外國製品商標を印刷した包裝紙、容器に粗悪品を詰めて販賣することだけは厳しく取り締まるようになった。だが、外國製品の商品名、商標圖案の一部を模倣した商標を附けた製品を製造販賣する場合は、極力華商・華人企業を庇っていた。

中國政府や華商・華人企業に對して日本とイギリスは、對照的な態度をとった。日本の場合、出先外交官の不手際から華商・華人企業による日本企業製品商標の模造を認めてしまっていたため、一九〇九年以降日本企業製品は、華商・華人企業による模造品製造販賣事業の格好の標的となった。このため、日本政府は、中國政府に商標法の制定施行を執拗に要求するようになった。

これに對してイギリス政府・企業は、華商・華人企業につける隙を與えなかった。在華イギリス企業は、自社製品商標と少しでも紛らわしい商標をつけた中國企業製品を見つけると、自國領事館を通じて地元政府に壓力をかけるだけで、自社製品商標保護對策に十分効果を上げていた。彼らは華商・華人企業を恐れなかった。彼らにとって恐るべき存在は、華商・華人企業と結託し、自社企業製品商標の模造品を製造販賣する日本企業の方であった。そのため、イギリス政府は、歴代中國政府が日本商標法（一八九九）を下敷きにした商標法を、日本企業にとって都合の良い法律であると見なし、その制定施行に反對し續けた。

それでも北京政府は、独自の商標法制定をあきらめず、遂に一九二三年五月、中國史上初の商標法（以下、商標法「一九

二三」と表記) 施行制定に成功した。

イギリス政府は當初、商標法(一九二三)を承認しなかった。清朝政府、北京政府と背後で結託していた日本政府への不信任感もとより、北京政府下級職員力量にも不信を抱いていた同國政府は、在華イギリス企業製品商標の保護は、あくまでも中英通商航海條約に基づいて海關が擔當するべきであると主張し、在華自國企業にもこの方針を遵守するよう呼びかけていた。

だが、在華イギリス企業はもとより外國企業の大半は、この呼びかけに従わなかった。彼らは自國政府の制止を振り切って北京政府商標局に自社製品商標の登録申請を行った。イギリスや他の西洋諸國政府は、一九二五年五月から一九二六年九月にかけて同法を澁々承認するようになったのである。⁽¹⁾

それでは、商標法(一九二三)は、在華外國企業が保有する商標保護に對して實際にどの程度効果があったのだろうか。その回答を直截記した史料は、管見の及ぶ限り見あたらない。従つて、商標法(一九二三)の効果を檢證するには、當時起こっていた商標權侵害紛争の具體的事例に則して検討するしかない。

このような課題意識を満たす商標權侵害紛争の事例は、日本外務省史料館所藏の『日本外務省記録』⁽²⁾、イギリス國立公文書館(The National Archives)所藏の領事報告(F0228)⁽³⁾、臺灣中央研究院近代史研究所所藏外交檔案、並びに『蘇州商會檔案叢編第三輯』(華中師範大學出版社、二〇〇九年)に残された、全部で一二件の日中、英中商標權侵害紛争である。本稿は、この一二件の事例を分析することで、商標法(一九二三)が、日本とイギリス兩國政府の豫想を超えた效力を發揮していたことを實證し、これを施行制定した北京政府の役割を再評價しようとする試みである。

併せて本稿は、商標法(一九二三)を施行する北京政府を、同時代の華商・華人企業がどう見ていたかも明らかにすることで、光緒新政期以來、中國全土で澎湃として起こった「中華民族主義」感情の突き上げを受ける中で、清朝政府から引き繼いだ、イギリス、日本、アメリカとの通商航海條約を遵守しなければならなかった北京政府の苦しい立場をも明ら

かにしたい。

なお、本稿で扱う商標権侵害紛争には数多くの商標見本が史料に添附されている。可能ならばその全てを引用紹介したかったが、紙幅の都合上、どうしても必要な六點にとどめた。

一 日中商標権侵害紛争に對する影響

五四運動に伴う日貨排斥運動によつて、日本企業製品の評判は急落した。その影響で、華商・華人企業は、日本企業製品商標の模造商品を製造販賣しなくなった。

當時の模様を、牛莊日本領事館は次のように報告している。「近年支那各地共、國貨提唱盛にして多くの商品は支那品として賣出す方〔が〕、日本品とするよりも、顧客の人氣に投じ、賣行良好なる〔に〕より、假令日本品を模造することあるも、其の商標を侵し、日本品と見做さることの不利益なる〔に〕より（「」内及び句讀點引用者。以下同様。）」、日中間商標権侵害紛争は姿を消してしまつた、と。⁽⁴⁾

特に花形輸出商品であつたマッチの場合、「對華二十一箇條要求」に對する激烈な抗議運動のあつた一九一五年以來、その對中國輸出量は漸減し、これによつて生じた國內市場の空隙を九江、漢口、上海、蘇州の華商・華人企業製品が埋めるようになった。⁽⁵⁾

だが、日貨排斥運動は長續きしなかつた。華商・華人企業の製品は、日本製品の品質に太刀打ちできず、中國の消費者はしばらくすると、再び粗惡な中國製品にそつぽを向けるようになった。⁽⁶⁾すると、華商・華人企業は再び日本企業製品を對象とした模造品を製造販賣するようになり、以前同様その行爲を正當化するようになった。當時の實情は、次の事件から伺うことができる。

(1)「東洋燐寸株式會社對廣中興公司事件」第一次世界大戰勃發を契機とする輕工業製品ブームに乗って、廣東では日本製マッチの偽造品、模造品を製造販賣する華商・華人企業の製造工場が増加し、日本製マッチの販賣數が激減した。その典型例として廣東日本領事館が報告したのが本事件である。

廣東日本領事館の報告によれば、商標權を侵害されていたのは、東洋燐寸株式會社が保有する「射鹿」、「金錢」、「龍門」、「蟠桃」商標であり、模造品を製造販賣していたのは、廣中興という華商・華人企業であった。事態を調査した北京政府外務部交渉員、李錦綸によれば、この四種の商標中、特に「射鹿」商標の模造商標とされた「射蝠鹿」商標を保有していたのは、廣中興の司理、程敬年という華商であった。だが、廣中興は一九一七年に閉店し、程敬餘がこれを引き継ぎ、番禺縣市橋で營業を再開していたといふ。⁽⁷⁾

李錦綸は、日本側の取締要求を拒否した。その第一の理由は、模造商標とされたものは、廣東省省長公署に登録済みであり、もう一つの理由は、特に廣中興の「射蝠鹿」商標の場合、その上端には、「廣中興廠」と銘打っており、「怡和洋行 Hiogo Japan」と銘打つてある東洋燐寸の製品商標とは別物であることは一目瞭然であるからであった。⁽⁸⁾

これに對し藤田榮介廣東領事は、次のように反論した。そもそも廣東省省長公署に登録済みというが、それは中國國內法に基づく手續であり、これによって中國が日本との通商航海條約締結によって負った義務遵守を免れることはできない。國際法の通例から見ても、中國側の主張は認められない。また、「射蝠鹿」商標の圖案は、「射鹿」商標に多少の變更を加えただけの模造商標であつて、これが「射鹿」商標を侵害していることは一目瞭然である、と。⁽⁹⁾

李錦綸も引き下がらなかつた。彼は、本件自體の解決は困難であるが、類似的事件再發防止のため、たとえ東洋燐寸株式會社がその全製品商標を上海の海關に假登録済みであつても、廣東省省長公署に登録せよ。現に在華アメリカ企業もそうしている、と主張した。⁽¹⁰⁾

日本側はこの主張に従つたが、それでも中國側は、この事件發生以前に華商・華人企業が廣東省省長公署に登録してい

た商標を使用禁止にすることは困難であると主張し、日本側を憤慨させていた。⁽¹¹⁾

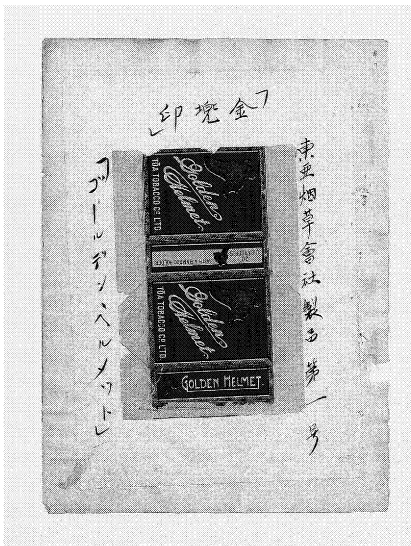
この事件での李錦綸の一連の發言は、日本企業が次の二つの前例で見せた手口を踏まえたものと思われる。第一の前例とは、第一次世界大戦中に上海會審衙門で審理が行われた「Chesborough Manufacturing Co. (歎斯勃羅公司) 對永其祥事件」のことである。⁽¹²⁾ この事件の原告はアメリカの化粧品會社で、大阪の製造業者松本竹次郎が自社製品「Pomade Vaseline」商標を模造した「Pomade Vaselin」商標を日本政府特許廳に登録し、これを附けた化粧品他三種類の模造商品を、中國に輸出販賣していたことを察知した。そこで、これを阻止すべく、松本の模造商品を輸入販賣していた上海在住華商を相手取った民事訴訟を、上海會審衙門に起こした。

これに對して松本は、自らが製造した模造商標四種類中三種類が日本政府特許廳から登録認定を受けていたことを根據に、この裁判は、日米間商標權侵害紛争事件として、日本の裁判所が扱うべき事件であり、華商を處罰することは適當でないと主張した。もし、この裁判が日本の裁判所で審理された場合、松本が保有する商標は、日本政府特許廳から登録認定済みであるから、被告側勝訴の判決が下るに決まっている。Chesborough Manufacturing Co. はそのような愚を犯すことなく、自社製品の商標權を守るために、松本の製造した模造商品を輸入販賣していた上海在住華商を相手取って裁判闘争を起こしたのである。

この事件は、北京政府外交部を巻き込んだ外交問題に發展した。交渉は揉めに揉めたが、結局最終的に會審衙門が下した判決は、この事件原告被告の主張のいずれが正しいかをめぐる判断は今後の調査に俟つことにし、原告による販賣禁止請求は却下し、訴えられた華商は全員釋放するというものであった。

李錦綸が、廣中興の「射蝠鹿」商標は、廣東省省長公署に登録済みであると主張して、日本側の取締要求を拒否していたのは、この事件での松本側の主張をまねていた可能性が高い。廣東省省長公署に登録済みというが、それは中國國內法に基づく手續きであると藤田廣東領事が反論していたことがこの推論の裏付けである。

圖版一 「ゴールデン・ヘルメット」タバコ商標



出典：「公第八四號在哈爾濱總領事山内四郎→
外務大臣伯爵内田康哉」（一九二二年二月
二五日）附屬文書。

圖版二 「金靴」タバコ商標



出典：圖版一と同一。

第二の前例は、一九〇五年に起こった「怡和洋行 Hiogo Japan」と銘打った東洋燐寸の製品商標の認定をめぐる日中間協議である。この商標がイギリスの大商社、ジャーデン・マセソン商會の漢譯名義を盗用していたことは一目瞭然で、中國官憲もこの點を指摘していた。當時この商標の所有者だった良燧社は、商標表面に「Made in Hiogo Japan」と銘打つてあるから、これが日本企業製品であることは明白であると主張して、中國側官憲を黙らせていた。⁽¹³⁾

李錦綸が、廣中興の「射蝠鹿」商標の上端には「廣中興廠」と銘打つてあるから、東洋燐寸の「怡和洋行 Hiogo Japan」製品商標とは別物であると主張していたのは、この時の良燧社の發言を踏まえたものであるう。

(2) 「東亞煙草會社對德和工廠事件」この事件も、日本企業の手口を真似た華商・華人企業の行動を記した實例である。ここで華商・華人企業の標的となったのは、東亞煙草會社の「ゴールデン・ヘルメット」タバ

圖版三 British American Tobacco Co. “Pirates” タバコ商標



出典：圖版一と同一。

圖版四 東華(ママ)煙草株式會社 “Samurai” タバコ商標



出典：圖版一と同一。

コ商標(圖版一參照)である。これは、東亞煙草會社が、日本軍のシベリア出兵を契機に、ロシア人消費者の嗜好に合ったタバコとして製造發賣したのがこの商品である。その良好な賣れ行きを見て、一九一九年頃から徳和工廠という華人企業が、「金靴」(圖版二參照)商標タバコという模造商品を賣り出した。これを見た東亞側が中國當局にその取締りを要求した。地元警察廳もこれに應じて、「金靴」商標タバコの沒收焼却處分と製造禁止を命じた。しかし、徳和工廠は、その後も「金猪」、「金」^{ママ}「全」球」商標といった、圖案、色調並びにその字樣が、「ゴールデン・ヘルメット」商標そっくりの模造商標を附けたタバコを販賣し續けた。東亞側の抗議に對して、中國當局側は、徳和工廠の製品商標の圖案並びに文字から、消費者は兩者が別物と容易に識別可能であると言ひ張り、そもそも中國には模造商標を取り締まる法律が整備されていないことを理由にして、取り合おうとしなかった。

それでも東亞側が取り締まり要求を撤回しないで

いると、徳和工廠は、東亞側も自分たちと同じような手口を使って British American Tobacco Company (China) Limited (以下 B A T と略) 製品の模倣商品を製造販売しているのではないかと言いつつ出した。その證據として彼らは、東亞煙草會社の別製品、「刀牌」「新刀牌」「三炮臺」を挙げ、もし東亞側がこれ以上抗議を續けるならば法廷闘争も辭さない構えを見せた。

徳和工廠が言及した三種類の商標中、「刀牌」とは B A T の “Pirates” 商標 (圖版三參照) のことであり、「新刀牌」とは、その圖案を模倣した東亞煙草會社の “Samurai” 商標 (圖版四參照) 商標のことである。二枚の商標見本を見せられた内田康哉外相も、東亞煙草會社の完敗を認め、「支那側反證として提出したる『パイレーツ』模造商標『サムライ』は、一見する模造たること毫も疑無之處、……適當の方法を講じ撤去方」と、山内四郎領事に指示しなければならなかった。

東亞煙草會社にとって幸運だったのは、徳和工廠がその後火災に遭い、事業繼續困難に陥ったことである。すると徳和工廠は、自ら利用できなくなった模造商標全てを東亞側が買い取るよう提案したのだった。⁽¹⁵⁾

徳和工廠の主張は、東洋燐寸の「怡和洋行 Higo Japan」商標をめぐる日本側の主張を連想させるが、その後の模造商標買い取り提案もこれとは別な前例を踏まえたものである。それは、日露戦争終結直後に上海と大阪で起こった “Sir Elkannah Armitage & Sons 對小西半兵衛事件” である。⁽¹⁶⁾ 同事件は、大阪の製造業者、小西半兵衛が、原告の所有する “Crocodile” 商標圖案をそっくり盗用し、會社名、製造地と製品名だけを違えた「鰐印」商標を自社製品に使用していたことに始まる。そればかりか小西は、“Crocodile” 商標よりも先に日本國內で登記申請して、日本政府の登録認定を受けた後、上海の海關でも假登録手続きを済ませ、清朝政府が『商標註冊試辦章程』を施行した時点で、清朝政府に「鰐印」商標を先登録主義の原則に従って「合法的商標」と認定させるだけでなく、“Crocodile” 商標を「非合法化」しようとする論んでいた。

小西の企てを察知した Sir Elkannah Armitage & Sons の日本人辯護士が、小西に「鰐印」商標の登記取り下げを要求

したところ、小西は、逆に「鰐印」商標の使用権を高額で買い取るよう要求した。事態を憂慮した Sir Elkanah Armitage & Sons 側は、イギリス外務省に事件の解決を依頼した。その結果、事件は外交問題に發展し、結局日本政府の依頼を受けた大阪府知事が、小西に「鰐印」商標登録を取り下げさせる形で決着がついた。徳和工廠の商標買い取り提案は、小西が Sir Elkanah Armitage & Sons Co. の日本人辯護士に對して行つた提案を参考にしていた可能性が高い。

それでは、日本企業製品商標を侵害する中國企業と、これを庇う地方政府當局の態度は、商標法（一九二三）の制定施行によつてどのように變化したのであろうか。それは、次のような事例から窺い知ることができる。

(3) 「春元商店對慶泰恒事件」春元商店は、化粧品製造販賣業者である。自社製品、九重石鹼の商標を一九一九年一〇月九日附で上海の海關に假登録（登録番號一五三二一〇）し、牛莊在住の日本人、吉田繁治郎を通じて東北地方一帯への販賣を行つていた。すると、牛莊二官塘北街在住の慶泰恒なる華商・華人企業が九重石鹼商標に酷似した模造商品を、一九二三年春ごろから製造販賣するようになり、春元商店は少なからぬ損害を受けたため、地元政府當局に模造品の製造販賣停止と損害賠償を請求して起した事件である。⁽¹⁷⁾

事件を調査した地元警察當局は、日本側の主張に正當性を認め、慶泰恒の工場を閉鎖し、模造商品の在庫全てを沒收、販賣店に残る現存品も全て回収しただけでなく、模造商品の鑄型、在庫品及び商標も悉く沒收の上廢棄處分に附した。ただ、慶泰恒は元々貧しい茶商に過ぎないことから、商標法（一九二三）第三九條が規定する、一年以下の徒刑もしくは五〇〇元以下の罰金と物件沒收の型通りの適用だけは容赦して欲しいと情狀酌量を要請し、日本側もこれを受け入れて事件は解決した。⁽¹⁸⁾

(4) 「安住大藥房對義聚興・華美公司事件」安住大藥房は、一九二三年一月二日、商標法（一九二三）の規定に従つ

て自社製品である殺虫剤の商標「野猪牌」を登録申請後、大阪の代理店小林盛光堂（西區梅本町）と大阪華商、福順泰（西區川口町九五番）を介して山東省に輸出したところ、その模造商標を附けた粗悪品が出回っている事に気がつき、青島警察廳に取締りを依頼した。

「野猪牌」の模造商標を附けた粗悪品を製造販賣していたのは、ブリキ商店、義聚興と華美公司という華商・華人企業である。義聚興は青島直隸路在住で、前年に「Te Shing Hang（漢字名不詳）」なる華商・華人企業からノミ取り粉容器用の小缶製造と商標貼附の注文を受けながら、依頼人がこれを引き取らず、商品の處分に困り、日本賣藥株式會社青島支店より除虫菊粉を購入し、模造品を販賣することを思いついたという。一方、華美公司の方は、相當な資産を有する青島臺西鎮雲南路在住の化粧品販賣業者であった。同じく安住大藥房の「野猪牌」殺虫剤が販賣実績良好なことに目をつけ、青島市北京路にある共合印刷所に模造商標五萬枚を印刷させ、義聚興製の小缶のみならず、山東路の德祥張なる華商・華人企業にも製造させた容器、六〇個入り一箱に換算して五、六百箱分の模造商品を青島市内並びに膠濟線沿線各地で手廣く販賣していた。

日本側の通報を受けた中國側關係機關は直ちに對應した。義聚興は、在庫品に貼り附けてあつた商標を全て廢棄處分にさせられ、殘存する商標も、全て日本側に引き渡させられた上で、二度とこの様なことをしないと誓約させられた。

華美公司は、日本側の抗議を受けた後もなお、模造商品を隱匿する等、態度が悪辣なので、警察廳が手持ちの商標並びに製造機械一切を押收し、模造品製造販賣の實行犯の逮捕拘留に及んだ。その結果、膠縣同鄉會長、雲南街長、西鎮市場所長等地元有力者が和解交渉に乗り出した。彼らによる調停の結果、華美公司が保有していた模造商標及びこれに附隨する印刷物は全て日本側に引き渡し、模造商標原板も破棄し、『大青島報』、『濟南日報』に謝罪廣告を一週間掲載することで、事件は解決した。⁽¹⁹⁾

この他にも日本企業は、かねて懸案だつた事件を、商標法（一九二三）制定施行の機に乗じて、自らに有利な形で解決

することに成功していた。それが次の事件である。

(5)「野村外吉對中華工廠事件」これは、一九二三年に遼陽で發生した商標權侵害事件である。野村外吉は、大阪市東區南久寶寺町二丁目三一番地在住の製造業者兼商人で、中國當局に働きかけ、彼が所有していた「都乃花」石鹼商標の模造商品を製造販賣していた同地永安街の中華工廠に、これを差し止めさせた⁽²⁰⁾。一見何の變哲もない事件に見えるが、これもまた清末以來の紛争の延長なのである。「都乃花」商標が、華商・華人企業によつて模造されたのはこれが初めてではない。そもそも、「都乃花」とは、かつて天津で白粉を製造販賣していた松井製造が所有していた商標であつた。松井製造は一九〇九年、有毒成分を含むその模造商品を製造販賣していた芝蘭香牙粉公司を相手取つて、その販賣禁止を求める訴えを天津審判廳に起していた。この時の訴えは、地元華商・華人企業の猛反發に遭つて、松井製造は告訴取り下げを餘儀なくされていた。

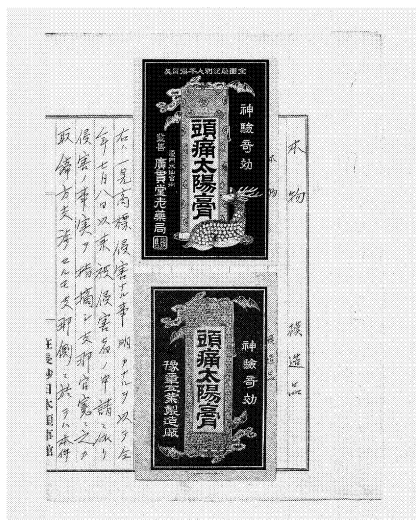
また、遼陽の事件で「都乃花」石鹼商標の所有者とされていた野村外吉も、第一次世界大戰期から中國で人氣の高かつたイギリスやアメリカ企業製品の模造商標を附けた商品を中國各地に輸出し、中國や日本政府當局、在華英米企業關係者から目をつけられていた曰く附きの人物であつた。⁽²¹⁾野村が、どのようにしてこの商標の所有權を手に入れたかは不明である。野村は、この曰く附きの商標所有權を手に入れると、商標法（一九二三）の規定に沿つて登記手續きを済ませて中國官憲を味方に付け、かつて松井製造が犯した失敗を回避し、模造品を製造販賣する華商・華人企業をやり込めることに成功していたのであろう。

この三件は、在華日本企業が自社製品商標を北京政府商標局に登録していたため、華商・華人企業による商標權侵害に對して有效な手を打つことができた實例である。しかし、中國商標局に商標登録手續きを行つていなければ、北京政府は日本企業商標を保護しなかつた。その實例が、次の三事件である。

(6)「帝國製糸株式會社（以下「帝國製糸」と略）對明遠公司事件」明遠公司是杭州在住の華商・華人企業である。同公司は、帝國製糸が所有する「綜統糸」商標（日本國內登録済み、また上海で假登録済みだが、北京政府商標局には未登録）の偽造品を一九二三年以來製造販賣していたため、帝國製糸は、明遠公司に對して偽造製品製造販賣の停止と謝罪、縣知事當局に對しては偽造商標の沒收を要求した。だが明遠公司側は、事前に内通者から通報を受けていたらしく、實行犯を匿まうはもとより偽造品、偽造商標の現物も隠し通した。縣知事當局は、商標を印刷した「商業印刷所」の帳簿を調査し、偽造品の製造を注文したのが「興業公司」という華商・華人企業であったことまでは突き止めたものの、「興業公司」を搜索しても、偽造商標やこれを貼り附けた商品等、物的證據が何一つ押収できなかった。その上、「綜統糸」商標自體、中國商標局に登録されていなかったため、事件は結局證據不十分で解決に到らなかった。⁽²²⁾

(7)「廣貫堂對長沙振華工業製造廠・三善堂事件」⁽²³⁾この事件は、長沙小西門外に店舗を構えていた廣貫堂が、一九二二年、自社製品の頭痛藥商標であった、「神驗奇效 頭痛太陽膏 廣貫堂老藥局」(圖版五上圖參照)を模造した「神驗奇效 頭痛太陽膏 豫章工業製造廠」(圖版五下圖參照)を添附した製品を賣りさばいていたとして、長沙日本領事館を介して地元當局に、製造元の長沙振華工業製造廠とその代理販賣店である三善堂の製造販賣差し止めを命じるよう要求した事件である。史料によれば、廣貫堂は、「頭痛太陽膏」商標を日本國內で登録し(登録番號代二五二六六號)、中國でも一九〇六年四月二三日に假登録手續き(登録番號第六八四三號)を済ませていたことは確認できるが、北京政府商標局に登録していたかどうかは確認できない。長沙振華工業製造廠と三善堂が、**圖版五下圖**の「模造商標」左側にその名が記された「豫章工業」(恐らく次の事件で模造商標を製造していた厦門の華商・華人企業であろう)とどのような關係にあつたかも不明である。自社製品の模造品販賣を停止せよという廣貫堂の要求に對し、振華工業製造廠・三善堂側は、そもそも中國の醫書には、「頭額顙兩側を太陽兩穴と稱す」という一節があり、廣貫堂の製品が出回る以前にも、「頭痛太陽膏」という商標が出回っ

圖版五 廣貫堂「頭痛太陽膏」商標と
その模造商標



出典：「機密信第四號在長沙領事田中莊太郎→
外務大臣松井慶四郎」一九二二年一月一日

圖版六 「蘇東坡印頭痛即治膏」と
「韓世忠印頭痛即止膏」商標



出典：圖版五と同じ。

ていたから、自分たちの製品が廣貫堂の商標権を侵害したとは言い切れないと主張して譲らなかつた。

(8) 「漢口若林洋行對長沙藥王街源泰祥號事件」⁽²⁴⁾ 同じく、漢口で薬局を営む若林洋行が所有する頭痛藥「蘇東坡印頭痛即治膏」商標（圖版六上圖參照）が、日本國內では假登録（登録番號第二五五五一號）を濟ませておきながら、中國では假登録手續き（登録番號第七七一〇號）しか濟ませていなかったことを、源泰祥號という華商・華人企業が察知し、一九二一年以來「韓世忠印頭痛即止膏」商標（圖版六下圖參照）を製造販賣していたのを停止するよう要求した事件である。この製品を製造していた厦門の豫章大藥房とは、「頭痛太陽膏」の模造品商標（圖版五下圖參照）に明記された豫章工業と同一企業であろう。若林洋行から模造品販賣停止要求を受けた中國側當局は、「頭痛即止膏」商標の印版を沒收し、以後の製造を禁止したが、已に製造済みの模造品の販賣を取り締まろうとしなかつた。

この二件の事件で注目すべきことは、振華工業製造

廠・三善堂側と源泰祥號が、「太陽」という漢字二文字、あるいは蘇東坡や韓世忠といった中國で周知の人物肖像を、特定の外國營利團體が排他的に所有することは許されないと主張した點にある。彼らは、日本企業が製品商標に使用していた文字、圖案の一部を、特定營利團體による排他的所有を認められない“open chop”と見なし、自分たちの模造品製造販賣を正當化した。ここにいう“open chop”とは、動物や王冠といった、それ自體では何ら特定の營利團體を標章しないが、これに特定の文字裝飾を施してはじめて標章（商標）となりうる絶對的に公開された文字や圖案のことである。⁽²⁵⁾ 華商・華人企業からこのように反論された場合、日本企業は自社の製品商標を北京政府商標局に登録し、濟ませない限り、中國當局から保護してもらうことは期待できなかった。

この三件の事例は、商標法（一九三三）に従って自社製品商標を北京政府商標局に登録している限り、日本企業製品商標といえども、華商・華人企業による商標權侵害行爲から、保護して貰えたことを示す證據である。

しかし、商標法（一九三三）がもともと日本商標法（一八九九）を下敷きにして起草されていた事實を考えれば、日本企業にとってこれは當然なことである。寧ろ檢證すべきは、商標法（一九三三）の制定施行に反對していたイギリス側にとって、事態がどう展開したかであろう。そこで章を改めて、在華イギリス企業と華商・華人企業間の商標權侵害紛争が、この法律の制定施行によってどのように變化したかを検討してみたい。

二 英中間商標權侵害紛争に對する影響

この時期の英中間商標權侵害紛争の事例は四件しか残っていない。だが、そこからは、日中間商標權侵害紛争とは違った角度から、商標法（一九三三）を制定した北京政府の眞意と、これに對する地方政府、華商・華人企業の見方を知ることがができる。

(6) 「Lever Brothers (China) Ltd. (英商駐華利華肥皂有限公司) 對恒順成事件」

この事件は、Lever Brothers (China) Ltd. が製造販賣する石鹼「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」に對する商標權侵害事件の一つである。「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」は、一九一〇年代から中國各地で偽造品、模造品が數多く出回る程の人氣商品であつた。⁽²⁶⁾ Lever Brothers (China) Ltd. と在華イギリス領事館は、この製品の模造品を見つけると、中英通商航海條約第七條違反を根據に、各地地方官に模造品製造販賣を禁止する布告を出させていた。

しかし、山東省では、この方法が效かなかつた。山東省では、一九一四年に創立された華人企業、山東興華公司 (The Hsin Wah Co. 以下、漢字名で表記) が製造販賣しつゝた「Standlight Soap (日月牌)」を皮切りに、各地で様々な模造品が出回つた。⁽²⁷⁾ 山東省の華商・華人企業は、「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」商標に使われていた「日」「光」といった漢字の使用を極力避けながら、同時に「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」の商標、包装箱と極めてよく似た模造品を製造販賣していた。濟南イギリス領事館の調査によれば、こうした模造品が山東省だけで一七種類以上も出回つていたといふ。⁽²⁸⁾

Lever Brothers (China) Ltd. からの支援要請を受けた A. H. George 駐濟南イギリス領事は、模造品の包装箱見本を證據に、これら模造品が商品名以外は何から何までそっくりであり、斷じて容認できず、全模造品の在庫を全て廢棄處分にし、製造元には全く違つたデザインの包装箱を製造させよ、と交渉員に強く迫つた。しかし交渉員は、當時の中國には、商標、標章權侵害を扱つた法律がないので對應できないと反論して應じなかつた。⁽²⁹⁾

イギリス領事館によれば、當時横行しつゝた「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」の模造品は、二種類に分類された。一つは、包装箱の大きさ、色彩、デザイン、宣傳文句がそっくりな上に、「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」商標圖案の一部さえ盗用していたもの。もう一つは、模倣範圍を商標の漢譯部分(たとえば「利華日光」を「利華日光」という風に。傍點引用者。)の一部に限定し、それ以外は別種商標だと消費者が容易に見分けのつくようになつていたものである。前者に屬する模造品ならば、會審衙門或いは地方官に禁令布告を出させて簡單に製造販賣禁止に追い込めたが、山東興華公司が製造し

ていた「Standlight Soap (日月牌)」は後者の範疇に属しており、これだと、中國官憲は、イギリス側の製造販賣禁止要求に應じようとしなかった。在華外國企業の製品商標に、特定漢字の排他的使用を認めた條約はなかったし、「提唱國貨」の見地から、華商・華人企業が有名外國製品の漢譯商標の一部を引用した製品を製造販賣するのは當然と考えていたからである。⁽³⁰⁾

紛争解決をさらに困難にしていたのは、外國製品の漢譯商標の一部を借用した商標を附けた製品を製造販賣していたのが、零細企業ばかりであったという事實である。在華イギリス企業がこうした企業を操業停止に追い込めば、横暴な外國企業が力にものを言わせて、零細華商・華人企業の息の根を止めようとしたという印象を大衆に與えかねない。⁽³¹⁾

また、山東省の主立った官憲は互いに反目しており、うっかり在華イギリス企業・領事館の要求に應じたら、輸入貿易振興のために弱小國內産業を犠牲にした、と大衆や政敵から批判されかねない。⁽³²⁾ こうした官憲側の事情を計算に入れて山東省の華商・華人企業は、Lever Brothers (China) Ltd. への反對を呼びかける文字を包装紙や石鹼本體に印刷した上に、「利光」、「立光」、「昱光」、「月光」といった漢字表記を用いた商標を使って製品の廣告宣傳を行っていた。山東省督軍から縣知事に到る地方官も、こぞってこの種の製品の製造販賣を支持していた。イギリス側が模造商品の製造販賣を停止させるためには、北京政府農商部にその企業の認可取り消しを要求する以外に残された道はなかった。⁽³³⁾

「中華民族主義」感情が全土に廣がり、「國貨提唱」「挽回利權」「攻勢の矢面に立たされたイギリス側が、これまでのように在華自國企業商標權の保護を謳った中英通商航海條約第七條を振りかざしても、效果は期待でさなかつた。そこでLever Brothers (China) Ltd. とイギリス領事館は作戦を變更し、一、二ヶ月ほど様子を見た後、極端な事例を一つだけ選⁽³⁴⁾び、農商部に對し、その製造元の華商・華人企業が模造品の製造販賣をやめるまで糾弾することにした。⁽³⁵⁾ その結果、イギリス側の射た白羽の矢に當ったのが、「裕華利光」という模造品を製造販賣していた恒順成である。⁽³⁶⁾

ところが、北京政府が商標法(一九二三)を制定施行すると、山東省政府は模造商品を製造販賣する華商・華人企業支

持の態度をがらりと變えた。彼らは、この事件が商標局管轄の問題であると認め、Lever Brothers (China) Ltd. が「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」商標が、同法に基づいて北京政府商標局に登記済みであるならば、徹底的に保護が加えられると回答した⁽³⁶⁾。そして、山東省長は、恒順成他の華商・華人企業に對して、「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」商標の模造商品の製造販賣を禁止する布告を出し、恒順成には「裕華利光」商標の包装に修正を施させて、事件はLever Brothers (China) Ltd. 完勝の形で解決した⁽³⁷⁾。

この事件以後、Lever Brothers (China) Ltd. は「商標公報」に模造品と思える紛らわしい商標が掲載されるのを見つくと直ちに北京政府商標局に異議申し立てを行うようになり、一九二四年八月から一〇月を最後に、華人企業による「Sunlight Soap (利華日光肥皂)」に對する商標權侵害行爲は姿を消してしまった⁽³⁸⁾。

⑩「Price's Patent Candle Co. Ltd. (英商白禮氏洋燭公司) 對蘇州寶昌廠事件」この事件も、北京政府商標局が正式に登記認定を行っていたイギリス企業商標が手厚く保護されたことを示す一例である。

この事件で商標權侵害の對象とされた「Price's Patent Candle Co. Ltd. の製品」「水牛牌」ロウソクは、中英通商航海條約第七條に基づき上海の海關に假登録済みであり、これを根據に同社は蘇州寶昌廠(以下、寶昌廠と略記)が製造販賣していた模造品、「太公牌」⁽⁴⁰⁾ロウソクの製造販賣中止を、中國側に要求した。ところが、蘇州寶昌廠も自分たちの製品商標を一九二〇年七月八日に縣知事を通じて登録を申請し、八、九月に登録認定されていたこと。さらに、「水牛牌」商標が牛に乗った趙公をあしらった圖案であるのに對して「太公牌」は四頭立て馬車に乗った太公をあしらった圖案であること。さらに、どちらの商標も、中英兩國語で製造元の名前が明記されているし、デザインの輪郭の色彩も異なっている、と主張して、イギリス側の取り締まり要求に應じなかった⁽⁴¹⁾。

上海イギリス總領事は、これに對して次のように反論した。まず、商標權侵害の事實認定基準は、中英兩國の文字を讀

める者が、商標を識別できるか否かにあるのではなく、文字の讀めない人間が商品購入に當たつて製品を識別できるか否かにかかっている。この判断基準に照らせば、寶昌廠「太公牌」が Price's Patent Candle Co. Ltd. の「水牛牌」の商標權を侵害しているのは明白である。そもそも寶昌廠は自社製品商標を作成するに當たつて、宇宙の森羅萬象の圖形、色彩を自由に選擇できたはずなのに、なぜよりよつて「水牛牌」と見間違えかねない、まぎらわしい圖案にしたのか。次に、假に中國に商標法が施行されても、完全な偽造が禁じられるだけだが、會審衙門や各地審判廳は、紛らわしい商標も詐欺として禁じており、現に商標權侵害訴訟ではいつも原告側勝訴に終わつてゐる。文明國の法律では、他人の有名な商標を騙つた上に、その利益を奪ふことは決して許されていない、と。⁽⁴²⁾

それでも、寶昌廠は、兩商標圖案の細かな違いを具體的に言い立てて消費者はどちらの商標であるかを識別可能であると主張し續け、紛争は膠着状態に陥つていた。⁽⁴³⁾

ところが、一九二二年年末から翌年にかけて事態はイギリス側にとって有利に展開するようになった。その第一の理由は、上海フランス租界會審衙門で一九二二年一〇月四日に判決の下つた「洋商葵治嘎類對華興經理王新甫事件」の判決で、商標は形や構圖が基本的に似ていれば、細部に違いがあつたとしても模造という判断が示されたからである。⁽⁴⁴⁾ そしてもう一つは、言うまでもなく、商標法（一九二三）の施行制定である。情勢變化を見た蘇州の縣知事、交渉員は、これ以上の抵抗は無駄と悟り、寶昌廠に「太公牌」の全面的な改變を勸告した。⁽⁴⁵⁾ 寶昌廠もこれに同意し、一九二三年五月に事件は解決した。⁽⁴⁶⁾

この二件の事例は、商標權侵害の標的とされていた商標が、いずれも北京政府商標局に登録済みであるか、上海の海關に登録済みであつたため、イギリス企業有利な形で解決できた事例である。ところが、商標法（一九二三）施行制定直後の時点で、イギリス公使館はこの法律を正式承認しておらず、一九二六年六月まで多くの在華イギリス企業にこの法律に沿つた商標登録申請をしないように呼びかけていた。⁽⁴⁷⁾ もしイギリス企業が、同國公使館のこの呼びかけに忠實であると、

どんな目に遭うのか。これを示したのが、次の事件である。

(三) 「The Asiatic Petroleum Company (亞細亞公司) 對亞升洋燭廠事件」

この事件は、The Asiatic Petroleum Company が一九二四年から二五年にかけて自社製品「Crown Candles (王冠牌)」ロウソクの模造商標である「僧帽牌」を附けた粗悪品を販賣していた廣東省潮州府揭陽縣の華商・華人企業、亞升洋燭廠に對して、模造商標の全面的改變を要求した事件である。⁽⁴⁸⁾ ここでも亞升洋燭廠は、他の華商・華人企業と同様、自分たちの製品商標と包装の圖案が、「王冠牌」のそれとは異なっている部分を逐一舉げて、自分たちが製造販賣していた「僧帽牌」は斷じて「偽造(假冒)商標」ではないと主張し、併せて「王冠牌」は、北京政府商標局に登録済みの商標であるのかと逆に問い合わせてきた。⁽⁴⁹⁾ The Asiatic Petroleum Company が自社製品をまだ北京政府商標局に登録していないと回答すると、亞升洋燭廠は自社製品商標の改變要求に一切應じようとしなくなった。⁽⁵⁰⁾

汕頭駐在 Cecil Kirke 領事や外交部が亞升洋燭廠に對して「Crown Candles (王冠牌)」の保護や「僧帽牌」の全面的改變をいくら要求しても、現地交渉員は、一切應じなかった。⁽⁵¹⁾ 結局この事件はその後どうなったか不明である。⁽⁵²⁾

ただ、The Asiatic Petroleum Company はこの事件に懲りて、「王冠牌」を北京政府商標局に登録申請したことは間違いない。なぜなら、一九二六年になって浙江省の「Crown Candles (王冠牌)」の模造品が出回った時には、あっさりとその異議申し立てが認められ、迅速に事件が解決していたからである。⁽⁵³⁾

この三件の事例は、いずれも北京商標局に登録手続きを済ませた在華外國企業製品商標ならば、北京政府當局が迅速適切に偽造犯を摘發處分していたことを物語っている。だが、「提唱國貨」「挽回利權」のスローガンの下、外國製品の商標包装を模造した製品を製造販賣していた華商・華人企業は、商標法(一九二二)を適用して在華外國企業製品商標を保護する北京政府の姿勢を苦々しく見ていたことは間違いない。その證據が、次の事件である。

(2) 「China Soap Co. Ltd. (中國肥皂公司) (別名 Joseph Crossfield & Sons (China) Ltd. [上海和興皂廠]) 對杭州東亞公司事件」本事件で商標權侵害の對象となつたのは China Soap Co. Ltd. の製品である「傘印牌」(一九一四年上海の海關に假登録濟品石鹼を製造し、浙江省各地のみならず全國各都市で販賣していたため、China Soap Co. Ltd. が、その製造販賣停止と關係者處罰を要求したものである。

China Soap Co. Ltd. の依頼を傳えた杭州イギリス領事館に對して、杭州東亞公司側は一九一七年に大理院が仁丹の模造品製造販賣をめぐつて争われた「森下藥房對崔雅泉事件」に對して下した「上字一四二四號判例」を盾に抵抗した。大理院はこの判例で、商標權侵害の有無を斷定する根據は、一般人の識別力にあり、それは商標の主要部分が「殊異之外觀」であり、附屬部分に類似點があつたとしても、「假冒(模造)」と認定することはできない、という判斷を示していた。杭州東亞公司は、この判斷を根據に、China Soap Co. Ltd. の「傘印牌」は、開いた雨傘を主要部分としているが、自分たちの「文明傘牌」はたたんだ雨傘が主要部分であり、兩者の違いは一目瞭然である。たとえ「傘印牌」と「文明傘牌」という商品名に共有する漢字があつても、主要部分は明白に異なっているから、これを見間違える消費者はあり得ないと主張したのである。

杭州イギリス領事は、これに對して次のように反論した。「兩商標は、「傘」という漢字を使用しており、主要部分が異なっているとは言えない。たとえ一方が開いた傘を、他方が閉じた傘を圖案に用いていても、消費者は主要部分を指して「傘牌」と呼ぶから圖案の傘の状態は問題にならない。中國商標法には「商標之正」を判斷する條項はなく、新しい事例にぶつかる、前例に依據せざるを得ない。ただ、一九二三年五月二三日に發效された商標法には、專條專局があり、今後はこの法律に依據して是非を論じればよい。どちらの商標も北京政府商標局に登録してあるから、いずれも商標法の規定を遵守しなくてはならない。

また、同法第一四條は、先登録主義を明記し、同じく第三九條第七款は、「同種の商品に他人が登記した商標と同じか、あるいは紛らわしい商標を、營業廣告その他に用いた者は一年以下の懲役、もしくは五百元以下の罰金の上、その商品は沒收する」と規定している。こうした事實を踏まえれば、China Soap Co.Ltd.の「傘印牌」に優先権があるのは明白である。地方官は、速やかに杭州東亞公司を嚴罰に處し、直ちに模造品の製造販賣を中止させ、在庫品全てを沒收し、鑄型を廢棄させよ、と。⁽⁵⁴⁾

China Soap Co.Ltd.と杭州東亞公司の言い分は、一體どちらが正しいのか。判定を持ち込まれた北京政府商標局は前者に軍配をあげた。商標局の判定によれば、大理院「上字一四二四號判例」それ自體は商標法（一九二三）と抵觸しないが、ここにいう「殊異之外觀」については「指不相同」としか述べられていない。甲乙二種類の商標に「近似の嫌」がある場合は、この判例で言及されている「殊異之外觀」ではなく、事實問題に屬する。China Soap Co.Ltd.と杭州東亞公司の商標は、傘の形狀だけでなく、全體の構造、色彩もよく似ている。傘が開いているか、閉じているかの違いはあっても、名稱に同じ文字が使われており、それ以外にも近似に屬する箇所がある。傘の開閉だけでは、普通の判別力を以てしても區別は附かない。商標局が商標を扱う際に採用してきた基準に照らしても、兩者は間違ひなく似ている部分がある。⁽⁵⁵⁾

この判定を受け取った農商部は、浙江省交渉員に對し、すみやかに杭州東亞公司の「文明傘牌」の登録取り消しと、製造停止、在庫品の據出を命じ、これに基づいて三百箱分の在庫が杭縣知事の許に提出された。⁽⁵⁶⁾

だが、地元當局は、この命令に強く反發したらしい。その證據に、交渉員が傳えた商標局、農商部からの指示を「該主管官廳」が一ヶ月近く執行を滯っていたと傳える文書が残っているからである。⁽⁵⁷⁾ 地元當局でさえ、この態度だったのだから、杭州東亞公司がこの命令を快く思っていないのは當然である。その證據に、同公司はその後、China Soap Co.Ltd.の別製品商標「Wheel Soap（車輪牌）」の模造商標、「電扇牌」を附けた石鹼を製造販賣し、イギリス側の抗議を受けた農商部から製造停止を命令されている。⁽⁵⁸⁾

商標法（一九三三）に基づく在華外國企業製品商標保護命令に對する反抗は、杭州東亞公司だけに留まらなかつた。近代史研究所所藏外交檔案の同じファイルには、この年から翌年にかけて、紹興縣で營業していた泉豐皂廠という華商・華人企業が、China Soap Co. Ltd. の製品商標「山傘牌」を模造した「山牌」を附けた石鹼を製造販賣し、同じく四達公司という華商・華人企業も前述の「Wheel Soap（車輪牌）」の模造品である「風車牌」を製造販賣していた文書が残されている。兩者に對してはいずれも、寧波イギリス領事館から製造販賣停止と關係者處罰を要求されながら、事件の處理が三ヶ月以上放置されていたという記録が残されている。⁽⁵⁹⁾

この時も、寧波交渉員は、兩商標の細かな相違點を根據に、イギリス側の要求に最初は應じず、しかも、北京との交渉が手聞取っている間に、泉豐皂廠は、William Gossage & Sons Ltd.（祥茂洋行）の「Gossage Magician Soap（祥茂戲法牌）」⁽⁶¹⁾石鹼の模造品を製造販賣するなど、「可惡已極」な行動をとって、イギリス側の怒りの火に油を注いでいた。結局、農商部は商標局の鑑定結果を根據に、泉豐皂廠に對して商標の改善命令を出したが、四達公司にはどのような處分がなされたのか不明である。⁽⁶²⁾

この事例から明らか通り、商標法（一九三三）に基づく北京政府商標局による外國製品商標保護と、模造商品を製造販賣した華商・華人企業處罰は、永らく「國貨提唱」「挽回利權」「スローガン」の下に、外國製品商標の模造品を製造販賣していた數多くの華商・華人企業の反發を買つたことは間違いない。そしてこれが後に、北京政府を打倒した南京政府による在華外國企業製品の商標保護をも困難にしようのである。

むすびにかえて

以上、一二件の日中、英中商標權侵害紛争に關する記録を讀む限り、北京政府は商標法（一九三三）によって在華日本、イギリス企業製品の商標權を誠實に保護していたことが確認できる。このことは、同法制定以前の段階で、日本とイギリ

ス政府が抱いていた豫想と大きく食い違うものであった。兩國政府は、先登録主義の原則を利用して歐米企業より先に、その製品商標の偽造模造商標である日本企業製品の商標を登記認定し、歐米企業製品商標を「非合法」化してしまう北京政府商標局を思い描き、一方は商標法（一九二三）の制定施行をせき立て、他方はこれに激しく反対していた。だが、残された記録は、この豫想が全くの誤りであったことを傳えている。

考えられる理由は、二つある。まず北京政府は商標法（一九二三）を制定施行するに当たって、日本政府の要求とイギリス政府の懸念を考慮し、商標登録手続きは、先使用主義と先登録主義の原則のいずれをも採用した折衷的な内容としていた。すなわち、同法第三條は、同一範疇もしくは同一の商標を二人以上の人間が登録申請を行った場合は、先使用主義の原則を適用すると規定していたが、同時に第二六條は、登録申請のあった商標がかつて一度も使用されていなかった場合にのみ、先登録主義の原則を適用することを明記した。⁽⁶³⁾この規定によって北京政府商標局は、日本政府・企業の企てを阻止し、イギリス政府の懸念を解こうとした。それでも同國政府は、北京政府商標局に強い疑念を抱いており、同法をなかなか承認しようとしなかった。だが、この疑念は、取り越し苦勞であったと言えよう。

もう一つの理由として考えられることは、五四運動の影響によって、日本企業に對する北京政府の監視の目がきつくなったことである。その結果、日本企業は、第一次世界大戦中の「Cheesborough Manufacturing Co.（歎斯勃羅公司）對永其祥事件」に象徴されるような、在華歐米企業と華商・華人企業を手玉にとった傍若無人な振る舞いがとれなくなった。

しかし、たとえ日本企業といえども、その製品商標が商標法（一九二三）の規定に従って北京政府商標局から登録認定を受けていれば、華商・華人企業による商標権侵害行為から保護された。同じことは、同時期の英中間商標権侵害紛争事例からも確認できる。第一次世界大戦終了まで繰り返されていた、商標圖案や商品名の細部の違いを言い立てて、イギリス企業製品商標に對する侵害行為であることを否定する華商・華人企業の主張は、イギリス企業が商標法（一九二三）の規定に従って自社製品商標の登録認定を受けている限り、最早通用しなくなった。いかに列國外交團が、在華自國企業に

對して同法に基づく自社製品の登録申請を行うなど呼びかけても、多くの在華外國企業がこれに従わなかった理由はここにある。

一九二三年五月から一九二七年五月まで、わずか四年の歲月とはいへ、自前の商標法に沿って日本企業の傍若無人を阻止し、返す刀で華商・華人企業の商標權侵害行爲を取締り、中國市場に外國側から信頼される秩序を確立しようとした北京政府商標局關係者の努力は、高く評價されるべきである。

だが、彼らの努力は、同時代の華商・華人企業からは評價されなかった。稚拙な製造技術と零細な資本規模で、壓倒的な技術水準と資本力によって製造された外國企業製品と國內市場で對峙しなければならなかった彼らにしてみれば、外國製品商標を模造した製品を製造販賣することは、數少ない手持ちの對抗手段であった。歴代中國政府もこのことを知悉していたからこそ、賣れ行きが多い外國製品と紛らわしい商標を附けた製品を製造販賣する華商・華人企業を極力庇っていたのである。

ところが、一九二三年五月を境にして、北京政府は華商・華人企業に對する姿勢を百八十度轉換させた。華商・華人企業はもとより、彼らを側面から擁護してきた地方政府や外交部交渉員が、これを北京政府の裏切りと見ても不思議ではない。『China Soap Co.Ltd. (中國肥皂公司) 對杭州東亞公司事件』で見たような、商標局の出した商標改善命令に杭州東亞公司はもとより、地元政府や交渉員までがなかなか従おうとしなかった態度は、その何よりの證據である。

この事件が示しているように、商標法(一九二三)制定施行によって北京政府は、困難な立場に立たされることになった。清朝政府がイギリス、日本、アメリカ政府と締結した通商航海條約を引き繼いだ以上、その規定に従って、在華外國企業製品商標を保護する義務は果たさなくてはならない。さりとて、これに基づき、自前の商標法(一九二三)を制定施行して在華外國企業商標の保護に乗り出せば、今度は華商・華人企業の反發を招くことになる。

北京政府を打倒した南京國民政府も、同じ矛盾に苦しむことになった。北京政府商標局の文書を接收し、多くの外國企

業が申請した製品商標をその管理下に置くことに成功したとはいえ、南京國民政府は獨自に制定した商標法に基づいてこれを保護することができなかつた。⁽⁶⁴⁾

事態を一層困難にしたのは、滿州事變の勃發である。これによって南京政府は在華外國企業の商標權保護といった些末な問題にかまっている餘裕がなくなつた。これを反映してか、ロンドン、東京、そして臺北に残された未公刊文書史料には、滿州事變勃發以降の在華外國企業がらみの商標權侵害紛争に關する記録が残っていない。⁽⁶⁵⁾さらに、その後には續く半世紀の大動亂によって、清末民初以來繰り廣げられていた日中、中英、英日間の商標權侵害紛争とこれを防止するための法制化の試みは、忘却の彼方に追いやられてしまつたのである。

註

- (1) ここまでの経緯は、拙稿「光緒新政期中國の商標保護制度の挫折と日英對立」(『社會經濟史學』第七四卷第三號、二〇〇八年九月)(以下拙稿「二〇〇八」と略)、拙稿「清末民初における商標權侵害紛争——日中關係を中心に——」(『社會經濟史學』第七五卷第三號、二〇〇九年九月)(以下拙稿「二〇〇九」と略)、拙稿「Anglo-Japanese Trademark Conflict in China and the Birth of the Chinese Trademark Law (1923), 1906-26」, *East Asian History*, Number 37, December 2011, (以下拙稿「2011」と略)の内容に基づいてゐる。
- (2) 本稿で使用する『日本外務省記録』は、すべて『商標模倣關係雜件第二卷』(ファイル番號 3.5.6.24)に收められている。原文は漢字カタカナ表記であるが、本稿での引用に當たつて、漢字ひらがな表記に改めた。
- (3) 本稿におけるイギリス國立公文書館所藏の女王が版權を有する未公刊文書 (Unpublished crown-copyrighted material) からの引用は、同館の規定に従つて、イギリス政府出版局管理官 (The controller of Her Majesty's Stationary Office) からの許可を得ていることを明記する。
- (4) 「公第四七號 在牛莊領事清水八百一↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年三月六日)。
- (5) 「機密公第四號 在沙市領事館事務代理富田安兵衛↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年三月六日)、「機密第八號 在汕頭領事代理打田庄六↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年三月一六日)、「機密在第二六號 在九江領事相原庫五郎↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年五月四日)。
- (6) 「機密第九號 在芝罘領事館事務代理荒基↓外務大臣伯

- 爵内田康哉」(一九二二年三月六日)。
- (7) 「機密第一三號 在廣東總領事藤田榮介↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年二月六日)。
- (8) 「李錦綸↓藤田榮介(機密第一三號 在廣東總領事藤田榮介↓外務大臣伯爵内田康哉附屬文書)」(一九二二年二月二一日)。
- (9) 「公第四一號、廣東總領事藤田榮介↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年二月二四日)。
- (10) 「機密第一九號 在廣東總領事藤田榮介↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年三月四日)。
- (11) 「通監機密第一〇號 内田大臣↓在廣東藤田總領事」(一九二二年四月六日)、「機密第五三號 在廣東總領事藤田榮介↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年七月一日)。
- (12) 拙稿「二〇〇九」一五～一七頁を参照。
- (13) 拙稿「二〇〇八」一〇頁参照。
- (14) 「通監普通第三九號 内田大臣↓在哈爾濱山内總領事」(一九二二年四月一七日)。
- (15) 「公第八四號 在哈爾濱總領事山内四郎↓外務大臣伯爵内田康哉」(一九二二年二月二五日)。
- (16) 拙稿「2011」pp.11-2を参照。
- (17) 「公第二六七號 在牛莊日本領事館事務代理田中正一↓外務大臣男爵伊集院彦吉 附屬書類添附」(一九二三年一月二七日)。
- (18) 「公第一、二三號 在牛莊領事代理田中正一↓外務大臣男爵伊集院彦吉」(一九二四年一月四日、二九日)、「公第七九號 在牛莊領事中山詳一↓外務大臣男爵松井慶四郎附屬書類添附」(一九二四年三月一七日)。ここに言う「商標法第三九條」とは、正確には商標法第三九條第七款のことであり、その條文は「關於同一商品、以與他人註冊商標相同、或近似之商標使用於營業所用之廣告、招牌、單票及其他交易字據者、應處一年以下之徒刑、或五百元以下之罰金並沒收其物件」となっている。
- (19) 「通監第四〇五號 幣原大臣↓在青島堀内總領事・在濟南吉澤領事代理 附屬書類添附」(一九二四年七月一九日)、「普通受第一五一號 大阪市北區富田町三九番地株式會社安住大藥房取締役社長安住伊三郎↓外務省通商局長長井松三」(一九二四年八月六日)、「公第四二二號 在青島總領事堀内謙介↓外務大臣男爵幣原喜重郎」(一九二四年八月一日)。
- (20) 「機密第一號 在遼陽領事數野義光↓外務大臣男爵松井慶四郎」(一九二四年一月二日)。
- (21) 拙稿「二〇〇九」七～九、一七～二二頁参照。
- (22) 「機密第四號 在杭州領事代理清野長太郎↓外務大臣男爵松井慶四郎」(一九二四年一月二日)。
- (23) 「機密第四號 在長沙領事田中壯太郎↓外務大臣男爵松井慶四郎」(一九二四年一月二日)。
- (24) この事件に關する記録も「機密第四號 在長沙領事田中壯太郎↓外務大臣男爵松井慶四郎」(一九二四年一月二日)に記されている。
- (25) “open chop.”については、拙稿「二〇〇八」一三～五頁

を参照。

- (26) FO228/3376 13135/22/28 Enclosure No.9 in Tsinan-fu No.33 of November 28, 1922, Oct. 30, 1922 ; 前掲拙稿 [2011] Table 2 参照。
- (27) FO228/3376 Enclosures Nos.3-5 in Tsinanfu No.33 of November 28, 1922.
- (28) FO228/3376 13135/22/28 Enclosure No.8 in Tsinan-fu No.33 of November 28, 1922. 『文書』の「一種類の模造商標中、八種類の見本を添附したる。また、山東興華公司の概略を述べ、」ibid. 7th 8th Enclosures in Mr. Knapton's letter of October 30, 1922 に詳し。
- (29) FO228/3376 13135/22/28 Enclosure No.7 in Tsinan-fu No.33 of November 28, 1922.
- (30) FO228/3376 13135/22/28 A. H. George to R. H. Clive No.33, Nov. 28, 1922; ibid. Enclosures Nos.1 and 2 in Mr. Acting Consul-General George's No.11 of Mar. 6th 1923, Dec. 26, 1922.
- (31) FO228/3376 8568/22/29 R. H. Clive to A. H. George No.33, Dec. 7, 1922.
- (32) FO228/3376 2169/23/38 A. H. George to Ronald Macleay No.11, Mar 6, 1923.
- (33) FO228/3376 2169/23/38 A. H. George to Ronald Macleay No.11, Mar. 6, 1923; ibid. Enclosure No.3 in Mr. Acting Consul-General George's No. 11 of March

- 6th, 1923; ibid. 1690/23/40 Note to W. C. P. Mar. 20, 1923 ; 「外交總長→山東省長」(『外交部案卷』03-18-126-(2)-2' 一九三三年三月二二日), 「收山東省長函一件」(同 03-18-126-(2)-3' 一九三三年四月六日)、『發山東交遊員訓令」(同 03-18-126-(2)-4' 一九三三年四月二三日)。
- (34) FO228/3376 4548/23/62 Ronald Macleay to B. G. Tours, July 30, 1923.
- (35) FO228/3376 10449/23/64 Lever Brothers (China) Limited to B. G. Tours, Aug. 22, 1923; ibid. B. G. Tours to Ronald Macleay No.38, Aug. 23, 1923; ibid. 6550/23/74 Note to Wai Chiao Pu, Nov. 1, 1923.
- (36) 「發山東省長公函」(03-18-126-(2)-10 『外交部案卷』) 一九三三年十一月九日)、『FO228/3376 12905/23/79 From Wai-Chiao-pu to H. M. Minister, Nov. 10, 1923. — 91 —
- (37) 「收山東省長函」(03-18-126-(2)-12 『外交部案卷』) 一九三三年一月十九日) ; FO228/3376 171/24/102 Enclosure of B. G. Tours to Ronald Macleay with Enclosure, Dec. 19, 1923; ibid. B. G. Tours to Ronald Macleay, Aug. 18, 1924.
- (38) FO228/3377 6923/24/90 The China Soap Company Limited to H. B. M. Commercial Counsellor, Peking, Aug. 20, 1924; ibid. 7030/24/132 Ronald Macleay to the China Soap Company Limited, Oct. 27, 1924.
- (39) 『商標の見本は片紙に残り残るなり』。
- (40) 『商標の見本は』青丸主編・蘇州市檔案局(館)編

- 『館藏舊時商標選』（古吳軒出版社、二〇二二年）一〇五頁に収録されている。
- (41) 「1. 寶昌燭廠陳述並未冒用英商白禮氏商標理由致蘇州總商會的呈文、一九二二年八月二十九日」²。蘇州總商會爲陳述寶昌燭廠未冒牌理由致吳縣知事公署函、一九二二年九月二日」〔蘇州商會檔案叢編第三輯〕〔華中師範大學出版社、二〇〇九年〕六九八～七〇〇頁。
- (42) 「3. 吳縣知事公署轉達江蘇交涉公署訓令催辦寶昌燭廠冒牌事致蘇州總商會函、一九二二年二月三日」同七〇一～二頁。
- (43) 「4. 寶昌燭廠函復蘇州總商會陳述太公牌商標並未冒混英商白禮氏商標的理由、一九二二年二月二日」同七〇二頁、「5. 蘇州總商會請吳縣知事轉致江蘇交涉公署並告知英商寶昌燭廠並未冒牌的公函、一九二二年一月一日九日」同七〇三頁。
- (44) 「6. 吳縣知事公署轉呈江蘇交涉公署訓令辦理寶昌燭廠冒牌案致蘇州總商會函、一九二二年三月二日」同七〇三～四頁。なお、この史料に引用された「洋商姜治嘎類對華興經理王新甫事件」の原告の原名と事件の概要は、當該時期の「ノース・チャイナ・ハラド」やFO2228に該當する記録が残されておらず、不明である。
- (45) 「7. 吳縣知事公署轉達江蘇交涉公署指令勸寶昌燭廠改變商標致蘇州總商會函、一九二三年五月五日」同七〇四～五頁。
- (46) 「8. 寶昌燭廠告知蘇州總商會改變商標的呈文、一九二三年五月二十八日」同七〇五頁。
- (47) 前掲拙稿〔2011〕pp.24-5.
- (48) FO2228/3377 8001/24/113 Enclosures Nos. 1, 3 in Swatow Despatch No.38 of September 15, 1924, Aug. 1, Sept. 15, 1924. 因みに「Crown Candles (王冠牌)」ロソクは、一九二三年に寧波でも偽造品が出回っていたことが、寧波イギリス領事館の報告書に記されている(FO2228/3376 H. G. Handley Derry to J. Ronald Macleay No.50, Ningpo, 12. Dec. 1923)。
- (49) FO2228/3377 8001/24/113 Enclosure No.2 in Swatow dispatch No.38 to Peking dated Sep. 15, 1924, Sep. 10, 1924.
- (50) FO2228/3377 8001/24/113 Cecil Kirke to Ronald Macleay No.38, Sep. 15, 1924; ibid. 8555/24/19 Enclosure No.1 in Swatow dispatch No.39 of September 27m, 1924, Sep. 22, 1924.
- (51) FO2228/3377 8555/24/119 Enclosure No.2 in Swatow dispatch No.39 of September 27, 1924, Sep. 27, 1924; ibid. 8555/24/119 Cecil Kirke to Ronald Macleay No.39, Sep. 27, 1924; ibid. 8677/24/21 Enclosure in Swatow dispatch No.42 of October 2, 1924, Oct. 1, 1927; 「發汕頭交涉員代電」(03-18-126-(5)-2 『外交部檔案』一九二四年十月三十一日)、「汕頭交涉員呈」(03-18-126-(5)-3 同、一九二四年十一月三日)。
- (52) 「發汕頭交涉員指令」(03-18-126-(5)-5 『外交部檔案』

- 一九二四年十一月五日)；FO228/3378 11677/24/118
From Wai-Chiao Pu to H. M. Minister, Dec. 9, 1924；
「收汕頭馮交涉員呈」(03-18-126-(5)-9)『外交部檔案』一九二五年一月二七日)、「收汕頭交涉員呈」(03-18-126-(5)-10) 同 一九二五年二月九日)。
- (53) 「寧波交涉員一件」(03-18-127-(2)-1)『英商亞細亞公司
曾帽商標與光華廠禮帽商標糾葛案』(一九二六年六月九日)、「
農商部函一件」03-18-127-(2)-3 同 一九二六年八月二
七日)。
- (54) 「浙江交涉員呈一件」(03-18-127-(1)-1)『英商中國肥皂
公司與杭州東亞公司等商標糾葛案』一九二五年四月一四
日)、「拙稿『對外通商紛争における『中華民族主義』の役
割——森下仁丹商標權侵害訴訟(一九二七—二八)を中心
とした一考察——』(貴志俊彦編『不平等條約體制下、東
アジアにおける外國人の法的地位に關する事例研究』課題
番號：15202014) 平成一五年度～平成一七年度日本學術
振興會科學研究費補助金基盤研究(A)(1)』[平成一九年三
月]所收)。
- (55) 「農商部函一件」(03-18-127-(1)-5)『英商中國肥皂公司
與杭州東亞公司等商標糾葛案』一九二五年六月一三日)。
- (56) 「致特派浙江交涉員指令稿」(03-18-127-(1)-6)『英商中
國肥皂公司與杭州東亞公司等商標糾葛案』一九二五年六月
一六日)、「浙江特派員呈一件」(03-18-127-(1)-10) 同 一九
二五年八月三日)。
- (57) 「農商部咨一件」(03-18-127-(1)-7)『英商中國肥皂公司
與杭州東亞公司等商標糾葛案』一九二五年七月四日)。
- (58) 「浙江交涉員呈一件」(03-18-127-(1)-8)『英商中國肥皂
公司與杭州東亞公司等商標糾葛案』一九二五年七月二〇
日)、「農商部函一件」(03-18-127-(1)-11) 同 一九二五年
一〇月六日)、「致特派浙江交涉員指令稿」(03-18-127-(1)-
12) 同 一九二五年一〇月九日)。「因みに、この「Wheel
Soap (車輪牌)」石鹼は、一九二三年にも寧波で偽造品が
製造販賣されており、この時の關係文書が、イギリス外務
省記録に残されている。その中には、「Wheel Soap (車
輪牌)」包装箱の見本と偽造品見本が含まれている
(FO228/3376 H. G. Handley Derry to J. Ronald Mac-
leay No.50, Ningpo, 12 Dec. 1923) が、一九二六年段階
での紛争記録は、どうも譯が残されていない。
- (59) 「農商部函一件」(03-18-127-(1)-15)『英商中國肥皂公司
與杭州東亞公司等商標糾葛案』一九二六年二月二三日)、「
致寧波交涉員指令稿」(03-18-127-(1)-16) 同 一九二六
年三月四日)。
- (60) 「寧波交涉員呈一件」(03-18-127-(1)-13)『英商中國肥皂
公司與杭州東亞公司等商標糾葛案』一九二五年一月二一
日)、「寧波關交涉員呈一件」(03-18-127-(1)-17) 同 一九
二六年五月一七日)。
- (61) この石鹼商標も、一九二三年に寧波で、別な華人企業に
よる模造品が出回ったことから、真正商標とこの時摘發さ
れた模造品商標が、寧波イギリス領事館の報告書の中に收
められつつある (FO228/3376 H. G. Handley Derry to J.

- Ronald Macleay No. 50, Ningpo, 12 Dec. 1923) が、泉豊皂廠が製造販賣していた模造品の見本は、イギリス外務省記録にも、近代史研究所檔案にも残されていない。
- (62) 「寧波交渉員呈一件」(03-18-127-(1)-18『英商中國肥皂公司與杭州東亞公司等商標糾葛案』、一九二六年五月二四日)、「農商部函一件」(03-18-127-(1)-20 同、一九二六年八月七日)。
- (63) 拙稿 [2011] pp.23-4.
- (64) 拙稿『The Nationalist Government's Failure to Establish a Trademark Protection System, 1927-1931, *Modern Asian Studies Review* forthcoming』を参照。
- (65) ただし、このことは、この種の商標權侵害紛争が起きていなかったことを意味しない。五四運動以來、華商・華人企業の製品商標を模造した商標をつけた製品を販賣して南京政府商標局の摘發を受けていた日本企業の事例が存在しているからである。特に日中戰爭中の事例については、左旭初『中國商標法律史(近現代部分)』(知識產權出版社、二〇〇五年)三五～九頁を参照。

※本稿は、二〇〇四年度早稻田大學特定課題研究費助成、二〇〇五年度財團法人清明會研究助成金、並びに文科省平成一八年度基盤研究(c)「民國期中國に於ける商標保護制度確立に關する研究」研究助成金を受けた研究成果の一部である。

**THE SYSTEM TO PROTECT FOREIGN COMPANIES' TRADEMARKS
CIRCA THE PERIOD OF THE IMPLEMENTATION
OF THE CHINESE PATENT LAW OF 1923:
WITH A FOCUS ON THE DISPUTES
OVER INFRINGEMENT OF
TRADEMARKS BETWEEN
CHINA AND JAPAN
AND CHINA AND
GREAT BRITAIN**

MOTONO Eiichi

Based on the stipulations of the Treaty of Commercial Relations and Navigation that was concluded between the Qing government and the governments of Great Britain, the United States, and Japan between 1902-1903, successive Chinese governments assumed the duty of protecting the trademarks of foreign firms operating in China. However, the establishment of a trademark law based on this treaty proved unexpectedly difficult. The reason for this difficulty was fact that while the Japanese government insisted that the Chinese government implement a trademark law based on the first-to-file principle that had originated in Europe, Japanese firms, which possessed imitations or forgeries of product trademarks of Western firms, planned on the other hand to have their product trademarks recognized prior to the trademarks of the Western firms.

Western firms in China and the diplomatic missions of the Western countries, beginning with the British government, had pressed the Chinese government to establish a trademark law based on the their own principle of first-to-use, but when this failed, they opposed completely the implementation of the trademark law drafted by the Chinese government. However, their resistance did not last long, and the Chinese government successfully implemented its own trademark law in 1923.

Then what effect did this first trademark law in the history of China have on suppressing disputes over trademark infringement that occurred between foreign firms in China and Chinese firms? This article analyzes the extant records of 12 disputes in domestic and foreign sources and provides evidence of the unanticipated results of the trademark law in suppressing the imitation of foreign trade-

marks by Chinese firms and reevaluates the policy of protecting foreign trademarks by the Beijing government. However, this at the same time resulted in the strengthening of reaction of Chinese firms against the Beijing government. This was because they were attempting to legitimize the production and sales of imitation products with trademarks of foreign firms under the slogans of “reviving national products” and “retrieving rights”.

Therefore, a trademark law was established as a diplomatic promise based on the conclusion of the treaty, but if it was observed, opposition from domestic firms could not be avoided, and the Peking government was thrown into a difficult position regarding trademark protection. Likewise, the Nanjing government, which overthrew the Beijing government, was also unable to overcome these conflicting demands.

**NETWORKS OF PORT TOWNS AND THE SO-CALLED
“BANIYAN MERCHANTS”:
THE ACTIVITIES
OF KACHCHHĪ BHATIYĀ MERCHANTS
IN 19TH-CENTURY ZANZIBAR**

SUZUKI Hideaki

By focusing on the activities of the Kachchhī Bhatiyā merchants in 19th-century Zanzibar, this article grapples with two important issues in the history of the Indian Ocean world that have not received sufficient concrete consideration. One neglected issue is, on the assumption that port towns are understood as places of accumulation and exchange of multiple varieties of people, goods, information, and money, how did the towns organize these multiple flows. The second issue is the “Baniyan merchants” who frequently appear in Western sources that comment on the port towns of the western Indian Ocean. These two issues form the two sides of a single problem in 19th-century Zanzibar. This article focuses on the commercial activities of the Kachchhī Bhatiyā who were particularly influential among the “Baniyan” merchants of 19th-century Zanzibar in an attempt to clarify these two issues. The following points have been elucidated on the bases of these considerations. In short, their activities cannot be delimited within a strict definition of commercial traders. Instead, their commercial activities were firmly